

兵庫納税 ニュース

令和5年

2

No. 6 2 8

月号



管内
散歩

兵庫県立兵庫津ミュージアム

『ひょうごはじまり館』 - 神戸市兵庫区中之島 -

P 2～4・・・兵庫税務署からのお知らせ

P 5・・・県からのお知らせ

P 6・・・市からのお知らせ

P 7～8・・・事業だより

／インフォメーション

令和3年開館の復元施設「初代県庁館」に続いて、博物館施設「ひょうごはじまり館」が昨秋開館し、兵庫津ミュージアムとしてグランドオープンした。千年を超える兵庫津の歴史、独自の過程を辿った兵庫県の成り立ち、変化、多様性に富む兵庫五国の魅力を伝える施設になっている。



発行所

公益社団法人兵庫納税協会

発行人：大森 弘一

兵庫納税貯蓄組合連合会

発行人：今津 貴次

編集人：岡崎 恵三

〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-2-3

電話(078)577-2066 <https://www.nk-net.co.jp/hyogo/>
購読料：1部50円(購読料は会費に含まれる) 毎月1回1日発行





お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



▼所得税申告書のマイナンバー記載欄（イメージ）

税務署長 令和 0 年 月 日 令和 0 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書

納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年 月日
現在の 住 所 又は 居 所 事業所等		フリガナ	氏 名

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

（マイナンバーカード）



持っている

番号確認と身元確認が
カード1枚 でできます！

持っていない



番号確認書類※1

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード※2
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り。)
などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主である
ことを確認できる書類

- 運転免許証 ●パスポート
- 公的医療保険の被保険者証
などのうちいずれか1つ

※1 平成30年1月以降、一部の手续について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

※2 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

e-Taxの積極的なご利用をお願いします！

スマホやパソコンからe-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です！

さらに、マイナンバーカードを使ってe-Taxにログインすれば、マイナポータル連携がご利用できます。

詳しくは裏面をご覧ください！





マイナンバーカードで もっと便利になります！



マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

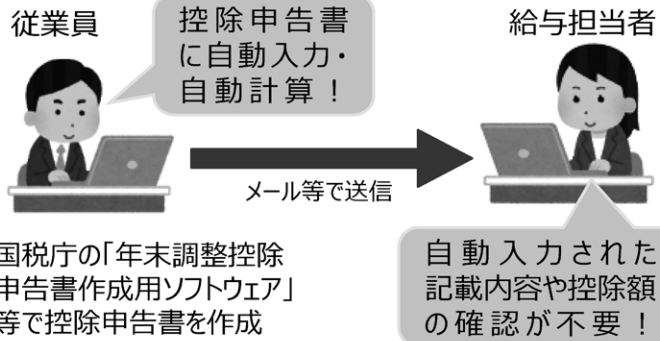
○ マイナポータル連携（マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力）

- 保険会社
保険料控除
証明書
- 銀行等
年末残高等
証明書
- 証券会社
年間取引
報告書

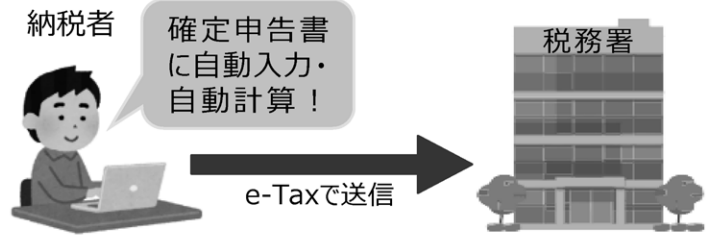
マイナポータルから
まとめてデータで
取得できるよ！



年末調整



確定申告



マイナポータル連携について詳しくはコチラ



○ マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

令和2年分～	令和3年分～	令和4年分～
生命保険料控除	地震保険料控除	公的年金等の源泉徴収票
住宅ローン控除	ふるさと納税（寄附金控除）	国民年金保険料（社会保険料控除）※2
株式の特定口座	医療費控除※1	医療費控除※3

- ※1 令和3年9月～12月診療分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。
- ※2 年末調整においては、令和5年分からマイナポータル連携が可能。
- ※3 令和4年分以降は、1年間分の医療費通知情報がマイナポータルから取得可能。

自動入力の対象は今後も順次拡大予定だよ！



マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

- ① コンビニで各種証明書が取得可能
- ② 本人確認書類として使用可能
- ③ 健康保険証として利用可能
- ④ 登録した公金受取口座への還付金振込が可能（令和5年1月から、令和4年分確定申告に対応）
- ⑤ スマートフォンにカード機能が搭載（令和5年5月開始予定）
- ⑥ 運転免許証と一体化予定（令和6年度末）
- ⑦ 電子処方箋と一体化予定（令和6年度末）

キャッシュレス納付の

簡単・便利のご案内

ダイレクト納付

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付する方法です。

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

こんな方にオススメ！

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

振替納税

預貯金口座からの自動引落としにより納付する方法です。

初回のみ振替納税依頼書の提出が必要です。

こんな方にオススメ！

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

スマホアプリ納付

6つのPay払い（〇〇ペイ）から納付手続が行えます。

「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、利用するPay払い（〇〇ペイ）を選択し、画面の表示に従って手続することで納付できます。詳しくは、「国税スマートフォン決済専用サイト」をご覧ください。

◎ 一度の納付での利用上限金額は30万円です。

利用するPay払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。



← 国税スマートフォン決済専用サイト



個人事業税の申告について

申告が **不要** な方

- 所得税の確定申告
 - 市・県民税の申告
- をされた場合

個人事業税の申告があったものとして
取り扱われます

申告が **必要** な方

- 法人設立などで年の中途で事業を廃止したとき
(廃業から1ヶ月以内)
- 事業主の死亡で年の中途で事業を廃止し、準確定
申告を行わないとき (死亡から4ヶ月以内)

期限までに県税事務所に申告してください

確定申告書 第二表「事業税に関する事項」欄の記載について

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、該当項目があれば必ず記入してください！

○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡 (短期)	500,000 円	1,000,000 円	▲500,000 円

※ 該当するにもかかわらず申告および記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。

○住民税・事業税に関する事項

住民税										
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の 不動産所得	円	前年中の 開(廃)業	●開始・○廃止	月日	7月 1日
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など	500,000			他道府県の事務所等	<input type="checkbox"/>
	上記の配偶者・親族・事業専従者 のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所		<input type="checkbox"/> 国外	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏名	給与		円

① 「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」欄

所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は個人事業税では認められません。
青色申告特別控除額を不動産所得から控除した場合は、その金額を記載してください。

② 「事業用資産の譲渡損失など」欄

事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、工具器具備品など事業用資産をその事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失があれば記載してください。
譲渡益と譲渡損がある場合は損益通算せず、損失額のみ記載してください。

③ 「前年中の開(廃)業」欄

事業主控除額は年間事業月数により算出することになっていますので、令和4年中に新たに事業を開始した場合、または事業を廃止した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する方に印をつけ、その月日を記載してください。

お問い合わせ先

神戸県税事務所 個人課税課

TEL (078) 647-9139 (直通)

市からのお知らせ

●令和5年度 市民税・県民税は郵送またはインターネットによる申告をお願いします●

新型コロナウイルスによる感染拡大防止、来庁を必要としない税務サービスの拡大のため、今年も郵送による申告にご協力をお願いします。

★郵送申告に関するご相談、お問い合わせ先★

神戸市申告コールセンター 078-321-5077

【設置期間】令和5年1月26日（木）～3月15日（水）

【受付時間】午前9時～午後5時（土日祝除く）

※お電話がつながりにくい時期や時間帯がありますが、ご了承ください。



●申告相談会場開設についてのお知らせ●

【兵庫区役所2F】 2月27日（月）～3月2日（木）（土日祝除く）
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

【北区役所5F】 2月16日（木）～2月24日（金）（土日祝除く）
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

【北神区文化センター2F】 2月7日（火）～2月9日（木）
午前9時30分～11時30分、午後1時15分～4時

【新長田合同庁舎3F】 2月1日（水）～3月15日（水）（土日祝除く）
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

※ 昨年より期間が短くなっていますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

神戸市行財政局 市民税課 078-647-9364（兵庫区担当）
078-647-9368（北区担当）

◆インターネットでの市県民税申告書の提出方法

「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」を利用して、必要な書類は原則（※）本人確認書類のみで、24時間受付しています。

※不備等があった場合は申告手続きの差し戻しなどをメールにて通知します。必ずご確認ください。

※医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」が必要です。

詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。

〈収入があった方・各種控除に該当する方〉

1. 申告書を作成する

「神戸市住民税額シミュレーションシステム」で申告書を作成して、パソコン・スマートフォン等に申告書（PDFデータ）を保存のうえ、必要事項を入力してください。

※ 紙で作成した申告書をスキャンまたは撮影いただいたデータでもお手続きができます。

2. 申告書をアップロードして提出する。

「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」で作成した申告書をアップロードして提出してください。

※ 紙の〔申告の控え〕は発行できません。マイページの申請内容照会で、申告内容や手続き状況を表示または印刷して〔申告の控え〕としてご利用ください。

〈収入がなかった方のみ〉

申告書を作成せずに、フォームに入力するだけで簡単に申告することができます。

■利用できる方

令和4年中に収入がない方で、扶養控除や医療費控除等の各種控除に該当しない方

※申告完了ページ又は申請内容照会ページより、申告内容を「申告書の控え」としてダウンロードできます。

インボイス登録申請 & 確定申告スマホ教室

12月22日、23日の2日間、三田市役所本庁舎でインボイス制度と確定申告スマホ教室を開催、多くの方がインボイス登録申請、スマホ操作について税務職員からサポートを受けました。

■インボイス登録申請の申請発行手続きをサポート

今年10月1日からインボイス制度が開始されるにあたり、制度開始時から発行事業者となるためには、今年の3月末までに登録申請が必要であることから、兵庫税務署職員が手続きをサポートする窓口を開設。

■スマホでの確定申告操作を体験

設例をもとに、自身のスマホで確定申告の操作を体験する教室を開催。



決算期別法人実務者研修会

1月11日、神戸納税協会にて神戸市内4協会合同で開催。12～2月に決算期を迎える法人を対象に2部構成で行われました。

- ・第1部「決算期別法人実務者研修会」講師：公認会計士 鈴木基史氏
- ・第2部「インボイス制度について」講師：神戸税務署 審理専門官(法人)



インフォメーション

お申込み・お問い合わせ
TEL (078) 577-2066



2月の行事予定

2/2(木)	税研究会研修会 (本会会議室)
2/7(火)	租税教室 (神戸市立甲緑小)
	インボイス制度説明会 (本会会議室) [下記参照]
2/16(木)	街頭PR活動 (郷の音ホール)
2/17(金)	当会での確定申告相談スタート 3/3まで [右記参照]

2/7

インボイス制度説明会／登録申請相談会
会場/本会会議室

【午前の部 (消費税の仕組みから知りたい方向け)】

- ・インボイス制度説明会 10:00～11:00
- ・登録申請相談会 11:00～11:30

【午後の部】

- ・インボイス制度説明会 14:00～15:00
- ・登録申請相談会 15:00～15:30

お申込み 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきます。開催日の前々日(土日祝を除く)17時までに、兵庫税務署法人課税第1部門(電話078-576-1372)までお申込みください。



登録申請相談会に参加される個人事業者の方へ 当日、会場での登録申請手続きを希望される方は、スマートフォン及びマイナンバーカードをご持参ください。

※スマートフォン、マイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による登録手続きも出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。



令和4年分 確定申告相談予約

近畿税理士会兵庫支部から派遣を受けた税理士による所得税確定申告相談会場を開設します。相談を希望される方は、**事前にご予約のうえ**ご利用ください。

■相談内容 個人事業者の所得税及び復興特別所得税の申告

※「消費税」「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行いません。

■開設期間 2/17(金)～3/3(金)

※土・日・祝日(2/23(木))は休館日です。

■受付時間 ① 午前9時30分又は午前10時

② 午前11時 ③ 午後1時

④ 午後2時 ⑤ 午後3時

※会場開設は午後4時まで

■会場 本会会議室

※一日のご相談人数枠には限りがあるため、定員枠を超えた場合はご予約をお受けできない場合がございます。

※相談利用料、その他詳細については事務局までお問い合わせください。

新春講演会

兵庫の歴史から

～県立兵庫津ミュージアム開館によせて

講師 田辺 真人氏

1月18日湊川神社内「楠公会館」において、会員多数参加の下、昨年秋にグランドオープンされた「県立兵庫津ミュージアム」の名誉館長に就任された田辺真人氏に、兵庫津や兵庫県誕生以来の歴史、五国からなる地域などについてご講演いただきました。



兵庫津ミュージアム開館 兵庫を多面的、体系的に知る施設の計画は90年代初頭から進められた。諸問題が重なり、一時はとん挫しかけたが、自治体や地元関係者の熱意が実り、開館にこぎつけた。

兵庫の地名由来 兵庫とは兵器庫の意味で、平家の兵器庫近くにあった荘園名が兵庫と呼ばれていたのが由来とされる。1105年に初めて書物に「兵庫庄」の文字が出てきている。大輪田泊（泊は中型港湾の意味）も、鎌倉時代から兵庫の津（津は大型港湾の意味）と呼ばれるようになり、主要港湾としての役割を果たすようになっていった。

多彩な兵庫県 兵庫県は畿内と西の関門「摂津」、人材の宝庫「播磨」、日本の土木の聖地「但馬」、古代不思議な三分国「丹波」、「みけつ国」「淡路」の五国からなる。個性あふれる多様な文化が魅力だ。ぜひミュージアムで兵庫についてさらに深く知ってほしい。

私は兵庫の湊川・会下山育ち。地元の人には「神戸の兵庫やねん」と言うが、他府県の人には「順番が逆では？」と言われるます。



納税協会の経営者大型総合保険制度
広げよう
納税協会の輪

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIIDO 大同生命保険株式会社

神戸支店/兵庫県神戸市中央区栄町通1-2-7(大同生命神戸ビル4F)
TEL 078-392-3151

AIG AIG損害保険株式会社

神戸支店/兵庫県神戸市中央区小野柄通3-2-22(富士火災神戸ビル)
TEL 078-570-4300

F-2019-1018(2019年8月27日)
19-073027 2021-8